

## 公的研究費の運営・管理のための取り扱い及び不正使用防止に関する規程

合同会社生活習慣病予防研究センター（以下、「当社」という。）は、厚生労働省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、公的研究費の運営・管理のための取り扱いおよび不正使用防止に関する規程を以下の通り策定する。

### （目的）

第1条 この規程は、当社における公的研究費の取扱いに関して、適正な運営・管理及び不正使用防止について必要な事項を定めることを目的とする

### （定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「不正使用」とは、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用、架空請求に係る業者への預け金、実体を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって競争的資金等の交付条件のほか、当社の規程又は法令等に違反した公的研究費の使用をいう。
- (2) 「コンプライアンス」とは、当社の役員及び職員（以下「職員等」という。）が法律、規則その他現行の法令に基づいて職務を遂行することを基本に、日常業務の中で公平公正な職務の遂行について正しい選択と透明な処理を行い、かつ、高い倫理観に基づき地域社会において良識ある行動をとることをいう。

### （運営及び管理体制）

第3条 当社に、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表者をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、次項に規定する統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 3 当社に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について当社全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、全業務統括をもって充てる。
- 4 統括管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針に基づき、組織横断的な視点で当社全体の具体的な対策を策定及び実施し、コンプライアンス推進責任者に対策の実施を指示するとともに、当該実施状況を確認し、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 各所属における公的研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、業務管理課長をもって充てる。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自らが管理監督する職員

に対して、次の各号に定める業務を行わなければならない。

- (1) 不正防止計画を実施し、毎事業年度ごとに実施状況を報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(資金執行上の責任)

第4条 当社における公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

(不正防止計画の推進部署)

第5条 最高管理責任者は、公的研究費の不正使用を発生させる要因に対する防止計画を推進するため、最高管理責任者の下に公的研究費の不正防止計画推進室(以下「推進室」という。)を設置する。

2 推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する社内及び社外の者

3 推進室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
- (2) 前号に基づき不正防止計画を作成・推進し、関係部署と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
- (3) その他公的研究費の適正管理及び不正防止に関すること。

(教育研修)

第6条 不正使用を防止するため、コンプライアンス教育等に係る研修会の開催その他の適当な方法により、職員等の規範意識の向上を図るものとする。

(検収確認業務窓口の設置)

第7条 当社における物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、総務部に検収確認業務窓口を置く。

(モニタリング体制)

第8条 最高管理責任者は、全社的な観点から、公的研究費の不正使用を防止するための内部監査を推進するため、推進室にモニタリング業務を行わせるものとする。

2 この規定に定めるもののほか、モニタリングに関し必要な事項は、推進室が別に定める。

(相談窓口)

第9条 当社における公的研究費に係る使用ルール及び事務手続について当社内外から相談を受ける窓口を置く。

- 2 相談窓口は、営業部とする。
- 3 相談窓口は、当社における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口等)

第10条 公的研究費の不正使用等の通報窓口は総務部とする。

(不正使用の疑いの申立て等)

第11条 不正使用の疑いが存在すると思料する者は、申立書(別紙様式)により、前条に基づいて設置される通報窓口に応立てを行うことができる。また、報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も通報窓口による通報による申立てがあったものとみなす。

- 2 通報窓口不正使用等に関する通報があった場合は、窓口担当者は統括管理責任者に、統括管理責任者は最高管理責任者に、速やかにその旨を報告しなければならない。

(申立者及び調査協力者の保護)

第12条 申立者及び調査に協力する者が、申立て又は情報提供を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。ただし、研究を妨害するため等、悪意に基づく虚偽の申立てを行った者に対しては、懲戒処分・刑事告発等必要な措置を講ずることができる。

(予備調査)

第13条 最高管理責任者は、通報窓口に対する通報があった場合は、適切な地位にある役職員を調査責任者に指名し、予備調査を実施させるものとする。

- 2 調査責任者は、予備調査を実施する場合は、原則として申立書を受理した日から25日以内に調査を終了し、その結果を最高管理責任者に報告するとともに、申立者及び調査対象の研究者等(以下「対象研究者」という。)に通知しなければならない。
- 3 予備調査においては、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 最高管理責任者は、申立書を受理した日から30日以内に、第2項の予備調査の結果に基づき調査の要否を判断し、当該調査の要否を公的研究費の配分機関に報告する。

(調査委員会の設置)

第14条 前条第4項において本調査の実施を決定したときは、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、外部有識者を含む調査委員若干名をもって構成し、調査委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者のうちから、最高管理責任者が指名する。
- 3 調査委員会委員長は、最高管理責任者が指名する。
- 4 当社は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。

(本調査)

第 15 条 調査委員会委員長は、第 13 条第 4 項により本調査の実施が決定された時から 30 日以内に調査委員会を開催するものとする。

- 2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査の上認定する。
- 3 本調査は、申立てのあった研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請等により実施する。この際、対象研究者に対し、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 悪意に基づく申立てである可能性がある場合は、申立者に対し、前項と同様に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 5 関係者は、調査委員会の本調査に対しては、誠実に協力しなければならない。
- 6 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 7 調査委員会は本調査の実施に際し、申立て等に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等の保全その他必要な措置をとることができる。
- 8 調査の途中であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、調査委員会はこれを速やかに認定し、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、これを公的研究費等の配分機関に報告する。
- 9 当社は、調査に支障があるなど正当な事由がある場合を除き、配分機関に対する当該事案にかかる資料の提出又は配分機関による閲覧、現地調査に応じる。
- 10 調査委員会委員長は、本調査を開始した日から 150 日以内に調査した内容をまとめ、調査資料を添えて、最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は、公的研究費の配分機関に調査報告書を提出する。ただし、期限までに調査が完了しない場合は、最高管理責任者は、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。
- 11 不正使用が認定された場合にかかる当該調査結果の概要は、個人情報又は知的財産の保護その他合理的な理由のため不開示にする必要があると認めた場合を除き、原則として公表する。

(対象研究者の説明責任)

第 16 条 対象研究者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 生データや実験・観察ノート、実験資料・試料等の不存在など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合は、合理的な保存期間(論文発表後 10 年間)を超えるときを除き、不正行為があったものとみなす。ただし、対象研究者が善良な管理者の注意義務を履行していたにも関わらず、その責によらない理由により、当該基本的要素を十分に示すことができなくなった場合等、正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

(一時的措置等)

第 17 条 最高管理責任者は、本調査の実施を決定したときは、当該告発された事案にかかる研究活動のための研究費の支出停止措置を講ずることができる。

2 最高管理責任者は、調査に必要な資料を保全するため、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 被告発者の自宅待機
- (2) 被告発者と当該調査にかかる利害関係者との接触禁止
- (3) 被告発者の研究室等の一時閉鎖
- (4) 調査にかかる物品等の確保
- (5) その他必要な措置

(措置)

第 18 条 最高管理責任者は、対象研究者に不正行為があったと認めたときは、原則として次の各号に掲げる措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

- (1) 当社就業規則による懲戒処分及び告訴等
- (2) 研究費の返還命令
- (3) 論文等の取り下げ勧告
- (4) その他不正行為の排除

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、当社が別に定めるほか、ガイドラインに準じて取り扱うこととする。

附則 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別紙様式

申 立 書

年 月 日

合同会社生活習慣病予防研究センター 研究行動規範委員会委員長 殿

所属

職名等

氏名

印

連絡先

合同会社生活習慣病予防研究センターにおける研究活動の不正行為への対応に関する規程第 11 条の規定に基づき、下記の研究活動における不正行為について申立てを行います。

記

- 1 対象研究者の所属・職名等・氏名
- 2 不正行為の種類(捏造・改ざん・盗用の別)
- 3 不正行為の内容
- 4 不正行為の発生時期
- 5 不正行為の発生場所
- 6 証拠資料
- 7 対象研究資金(わかる範囲で記入してください。)  
配分機関名  
資金の名称  
課題名  
番号
- 8 その他参考となる事項(記述は任意とします。)